

2021年12月

お客さま各位

A I G損害保険株式会社

今般、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における1類感染症から3類感染症を補償対象とする下記特約の補償範囲に、2020年7月31日以降新型コロナウイルス感染症の追加に続き、2022年4月1日以降「指定感染症」を追加する商品改定を行います。

これに伴い、パンフレットの補償概要のご説明における「保険金をお支払いする主な場合」の記載を下記3.の通り変更致します。

## 記

### 1. 指定感染症を補償範囲に追加する商品改定実施日

2022年4月1日より実施します<sup>(※)</sup>。

具体的には、以下のいずれかに該当する契約が対象となります。

- ◆ 2022年4月1日時点で有効な契約
- ◆ 保険期間の開始日が2022年4月1日以降である契約

(※) 保険期間中かつ2022年4月1日以降に発病（検査での陽性確定）された場合が補償対象となります。ただし、新規契約の場合は保険期間の初日（中途付帯の場合は特定感染症危険支払特約をセットした日）からその日を含めて10日以内に発病された場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

### 2. 改定対象

以下の2つの特約が改定の対象となります。

改定する特約
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約

### 3. 「保険金をお支払いする主な場合」の内容変更

該当パンフレットの「その他オプション特約一覧」のページに記載の「保険金をお支払いする主な場合」の内容を一部変更します。変更後の記載については、次ページをご確認ください。

(※) 改定により補償範囲に追加する指定感染症に関する記載は下線部です。

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症 危険「後遺 障害保険 金、入院保 険金および 通院保険 金」支払特 約	<p>被保険者が保険期間中に特定感染症（※1）を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に対して、それぞれ後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご契約にセットしている保険金をお支払いします。（各保険金をお支払いする場合の要件は、「基本となる補償」と同様です。）</p> <p>（※1）特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から三類感染症、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）および<u>指定感染症（※2）</u>をいいます。なお、一類感染症から三類感染症には以下のような感染症があります。</p> <p>《2021年10月現在》            エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9亜型に限ります。）</p> <p><u>（※2）政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限り、（2022年4月1日以降、補償対象となります。）</u></p> <p>（注1）「入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約（1,000日用）」または「通院保険金支払対象期間延長特約（1,000日用）」がセットされている場合であっても、支払対象期間は事故日を含めて180日以内となります。</p> <p>（注2）「通院保険金支払限度日数短縮特約（30日限度）」がセットされている場合であっても、支払限度日数は90日となります。</p>	<p>次の特定感染症に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症（この特約を初めてセットしたご契約の場合）</li> <li>●次の事由により発病した特定感染症             <ol style="list-style-type: none"> <li>①故意または重大な過失</li> <li>②自殺行為、犯罪行為、闘争行為</li> <li>③地震・噴火またはこれらによる津波</li> <li>④戦争・革命・内乱・暴動</li> <li>⑤放射線照射・放射能汚染</li> </ol> </li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
特定感染症 危険「後遺 障害保険 金、入院保 険金、通院 保険金およ び葬祭費用 保険金」支 払特約	<p>被保険者が保険期間中に特定感染症（※1）を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に対して、それぞれ後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご契約にセットしている保険金をお支払いします。（各保険金をお支払いする場合の要件は、「基本となる補償」と同様です。）</p> <p>また、被保険者が、特定感染症が原因で、発病日を含めて180日以内に亡くなったことにより、ご契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用をお支払いします。（300万円限度）</p> <p>（※1）特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から三類感染症、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）および<u>指定感染症（※2）</u>をいいます。なお、一類感染症から三類感染症には以下のような感染症があります。</p> <p>《2021年10月現在》            エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9亜型に限ります。）</p> <p><u>（※2）政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限り、（2022年4月1日以降、補償対象となります。）</u></p> <p>（注1）「入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約（1,000日用）」または「通院保険金支払対象期間延長特約（1,000日用）」がセットされている場合であっても、支払対象期間は事故日を含めて180日以内となります。</p> <p>（注2）「通院保険金支払限度日数短縮特約（30日限度）」がセットされている場合であっても、支払限度日数は90日となります。</p>	

以上